

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置 に関する基本方針 改定版（素案）たたき台

【本書の構成】

- 朱書きは、答申の内容を踏まえた事務局案です。
- 目次は（素案）完成後に調整します。
- 《参考資料》は、平成 28 年度の最新のものに更新中です。

平成 ~~19~~28 年（~~2007~~2016 年）~~1~~●月 26●日

横 須 賀 市 教 育 委 員 会

目 次

1	学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方	
(1)	基本方針策定の経緯	1
(2)	適正規模について	2
(3)	適正配置について	3
(4)	規模及び配置の適正化の方策について	4
(5)	通学区域制度の弾力的運用について	5
2	学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策	
(1)	検討のための基準について	6
(2)	検討・実施の手順について	6
3	特に配慮すること	
(1)	学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について	8
(2)	市民への情報提供について	8
(3)	基本方針等の見直しについて	8

《参考資料》

1	市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み	9
2	児童・生徒・学級数一覧	10
3	児童・生徒・学級数推計一覧	14
4	児童・生徒数と学校数の推移	16
5	学校規模（学級数）別学校数の推移	16
6	年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）	17
7	法令による学級編制の基準	18
8	法令による学校規模の考え方	18
9	学校規模によるメリット・デメリット	18
10	法令による通学距離の考え方	20
11	通学距離別学校数割合	20
12	学区内通学者の通学時間別児童・生徒数割合	20
13	未利用地等の土地利用に関する取扱方針	21
14	指定校変更の状況	21

1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

(1) 基本方針策定の経緯

~~現在、横須賀市の児童・生徒数は、20数年前のピーク時から半数以下になっていません。しかし、小・中学校の数はほぼ当時のままであるため、以前は児童数1,000人、学級数30学級を超えるような規模であった小学校でも、現在は学年によっては1学級しか編成できなかったり、全学年1学級ずつだったりというように小規模化が著しく進んでいる学校があります。~~

~~一方、最近の大規模開発によって児童・生徒が急増し、学校の新設や増築などの対応が必要になってきている地域もあります。また、通学区域の問題では、学校配置の関係で、近くに学校がありながら、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定校まで通学しているような地域もあります。~~

~~このような学校規模や配置などの物理的側面が、子ども同士の間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため、市内どこの学校でも、一定の水準の教育を行うことが義務教育であるということを前提に、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。~~

~~本市では、子どもたち一人ひとりが、豊かな人間性を磨きながら、人格の完成を目指し、個性を伸ばし、その可能性を开花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うことができるように、目指す子ども像を「人間性豊かな子ども」とし、子どもの豊かな人格形成に向けて取り組んでいます。~~

~~そのために学校が果たす役割を念頭に置いた上で、教育環境の整備を図るため、学校規模と配置に関する教育委員会としての基本的な考え方をまとめ、適正化に取り組むこととしました。~~

~~平成18年7月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」から提言を受けましたので、この提言に基づき、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する教育委員会としての基本方針を策定します。~~

【参考資料】

- 市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み … 9
- 児童・生徒・学級数一覧 … 10
- 児童・生徒・学級数推計一覧 … 14
- 児童・生徒数と学校数の推移 … 16
- 学校規模（学級数）別学校数の推移 … 16
- 年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国） … 17

1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

(1) 基本方針改定版策定の経緯

本市の平成 28 年度の小学生の児童数は 18,909 人で、昭和 56 年度のピーク時の 45,078 人から 26,169 人減少、中学校の生徒数は 10,221 人で、昭和 61 年度のピーク時の 22,187 人から 11,966 人減少となっています。

一方で、平成 28 年度の小学校数は 46 校で、平成 8～10 年度のピーク時の 49 校から 3 校減少、中学校数は 23 校で、昭和 62 年度～平成 18 年度のピーク時の 25 校から 2 校減少となっており、ほぼピーク時のままであるため、以前は適正な規模であった小学校でも、現在は全学年 1 学級ずつのように小規模化が著しく進んでいる小学校があります。

また、大規模開発によって児童生徒が急増し、増築などの対応をしている地域や、通学区域の問題では、学校配置の関係で、近くに学校がありながら、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定校まで通学しているような地域もあります。

このような学校規模や配置などの物理的側面が、子ども同士の間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっていました。そこで教育環境の整備を図るため、平成 18 年 7 月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」から提言を受け、この提言に基づき、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する教育委員会としての基本方針を平成 19 年 1 月に策定しました。

この基本方針に基づき、市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画（平成 19 年度～平成 22 年度）を策定し、これまで適正規模及び適正配置の取組を実施してきましたが、平成 27 年 1 月に「横須賀市施設配置適正化計画」が策定されたこと、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されたことを機に基本方針の見直しを行うこととしました。

そして、平成 27 年 11 月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小中学校適正配置審議会」に基本方針の改定について諮問し、平成 28 年 5 月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申に基づき、教育委員会としての小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版を策定します。

【参考資料】

○市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み・・・	9
○児童・生徒・学級数一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○児童・生徒・学級数推計一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○児童・生徒数と学校数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○学校規模（学級数）別学校数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）・・・・・・・	17

(2) 適正規模について

学校は、知識や物事を修得するだけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、いろいろな形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。そのために、学校にはある程度の規模が必要です。

ところが、市内には、普通学級で全学年6学級（各学年1学級）から~~2923~~学級（各学年~~4～6~~3～4学級）までの小学校、~~3~~6学級（各学年~~1~~2学級）から~~2024~~学級（各学年~~6～7~~7～9学級）までの中学校が存在し、規模の面で格差が生じています（平成~~1828~~年度現在）。

~~小規模校の良さを指摘する意見もありますが、少人数授業などのきめ細かな指導は大規模な学校であっても受けることはできません。逆に、ある程度の集団によるダイナミックな活動や、多様な学習活動の展開は小規模な学校では実施が困難な場合もあります。一方、学校の規模が大きくなり過ぎると、施設面から学習活動に制約が出たり、教員と児童・生徒との関わりが十分に持てなくなったりすることもあります。~~

~~そこで、規模によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られる学校規模を「適正規模」として、次のように範囲を定めることとします。~~

そこで、より高い教育効果が得られると考えられる学校規模を「適正規模」として次のように範囲を定めることとします。

なお、「適正規模」とは、標準的な規模であり、「適正規模」以外の学校が「不適正」ということではなく、それぞれの規模による特色を考慮しつつ、より良い学校運営のための配慮をしていきます。

□学校規模の定義

	小学校	中学校
過小規模校	1～5学級（複式学級*あり）	1～2学級（複式学級*あり）
小規模校	6～11学級（各学年1～2学級）	3～11学級（各学年1～4学級）
適正規模校	12～24学級（各学年2～4学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と児童が十分に関わりを持つことができる。	12～24学級（各学年4～8学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と生徒が十分に関わりを持つことができる。 ・5教科の教員が複数配置でき、また、選択教科、部活動などの指導体制が充実する。
大規模校	25～30学級（各学年4～5学級）	25～30学級（各学年8～10学級）
過大規模校	31学級～（6学級以上の学年あり）	31学級～（11学級以上の学年あり）

*複式学級…2つ以上の異なる学年を1つにして編成した学級

*学級編制の基準を小1～3年生は35人、それ以外は40人としています。

*学級数には、特別支援学級を除いています。

【参考資料】

- 法令による学級編制の基準……………18
- 法令による学校規模の考え方……………18
- 学校規模によるメリット・デメリット……………18

(3) 適正配置について

本市は丘陵地や谷戸が多く平坦地が少ないため、学校が偏在していたり、学校が通学区域の端に位置していたりして、地域によっては通学距離が長く、交通機関の利用を余儀なくされている児童生徒もいます。

また、現在の通学区域は、次のような基本的な考え方で設定していますが、新たな開発や、少子化の影響による学校規模の変化などにより、現状とそぐわなくなってきた地域もありますので、地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区域の見直しを行っていきます。

通学距離については、子どもの体力や法令、都市部における他都市の状況などから、考慮すべき点として次のとおり適正な範囲を定めます。通学距離が適正な範囲内であっても、**坂・トンネル・階段・人通りなど地域性や交通面における通学路の安全性の確保**については配慮していきます。

なお、**学校配置や通学区域の見直しを行う場合は、児童生徒数への影響や統廃合となった場合の通学距離への考慮も**していきます。

□通学区域設定の基本的な考え方

- ・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。
- ・通学距離、通学の安全性を考慮する。
- ・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ・町内会を分断しないようにする。
- ・**行政センター所管区域について考慮する。**
- ・**小中一貫教育ブロックを考慮する。**
- ・**通学区域が複雑にならないように考慮する。**

□適正な通学距離の範囲

小学校	中学校
● 2キロメートル程度 ・徒歩 30 分程度	● 3キロメートル程度 ・徒歩 45 分程度

【参考資料】

- 法令による通学距離の考え方…………… 20
- 通学距離別学校数割合…………… 20
- 学区内通学者の通学時間別児童・生徒数割合…………… 20

(4) 規模及び配置の適正化の方策について

学校の規模及び配置の適正化を図り、教育環境を整備するに当たり、次のような方策が考えられますが、いずれの場合も、その後の周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことと、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを十分に考慮に入れて検討を行います。

□規模及び配置の適正化の方策

①通学区域の見直し

小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。

小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。

その他、通学区域が複雑化している地域、町内会・行政センター所管区域が分断又は重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域についても実態に合わせて通学区域を見直すことを検討します。

②隣接校との統合

小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討します。~~この場合、特に中学校については、本市では学校選択制を導入しているため、適正規模化の検討に着手した場合、当該校の生徒数が激減し、その後の学校教育活動に支障を来すことも考えられますので、統合時期については慎重に検討を行います。~~

なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うこととなります。

③学校の分離新設

大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地が確保できるときには、学校の分離新設を検討します。この場合、特に、新設校及び周辺の学校が将来的にも適正規模が保たれることを考慮していきます。

④特別認定校制度

小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校（特認校）」とし、市内全域から希望する児童生徒を受け入れることにより、規模を確保することが考えられます。

また、大規模校への対応として、通学区域の見直しや学校の分離新設では解決できないときには、その学校の通学区域を「特別認定地域」とし、通学区域内に居住する児童生徒について、他の通学区域の小・中学校への変更を認めることに

より規模を適正化するということが考えられます。

いずれの場合も、導入の是非を含め、教育委員会で検討を行います。

⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。

また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。

小規模校を存続させることが決まった場合、小規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営のための方策を検討します。

【参考資料】

○未利用地等の土地利用に関する取扱方針…………… 21

(5) 通学区域制度の弾力的運用について

教育委員会では、次のとおり、通学区域制度を弾力的に運用しています。これらについては、今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していきます。

①指定変更承認地域

指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。(平成 28 年 6 月現在 61 カ所)

②個別理由による指定校の変更

指定変更承認地域の外、「横須賀市立小・中学校指定変更就学（他学区からの就学）承認基準」により、身体的理由や転居などの理由による指定校の変更を認めています。

③中学校の学校選択制の実施

~~本市では、平成 15 年度入学生から、市内を 6 つのブロックに分け、ブロック内とブロック外であっても通学区域が隣接している中学校について、学校選択を認める制度を実施しています。~~

~~制度のねらいは、保護者・児童に中学校に対する関心や理解を高めていただくことと、学校の活性化と特色ある学校づくりにつなげることです。~~

【参考資料】

○指定校変更の状況…………… 21

2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策

(1) 検討のための基準について

学校規模及び配置の適正化の検討は、将来的な児童生徒数や学級数の推移を見据えて行うこととし、~~ます。~~

~~なお、これまで、教育委員会では、「小・中学校の統合方針」(平成9年1月作成)を基に統合の検討を行ってきましたが、この統合方針に替えて、次のとおり検討のための基準を定めることとします。~~

なお、25～30学級の大規模校については、検討の対象としていませんが、大規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営のための方策を検討します。

□学校規模及び配置の適正化の検討のための基準

	小学校	中学校
学校規模	<ul style="list-style-type: none"> ●11学級以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない学年がある。 ●31学級以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・6学級以上となる学年がある。 ・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●5学級以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない学年がある。 ・10科目の教員が規定上、配置できない。 ●31学級以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・11学級以上となる学年がある。 ・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。
通学距離	●2キロメートル程度を超える場合	●3キロメートル程度を超える場合

(2) 検討・実施の手順について

学校の規模や配置の適正化は、前項の「学校規模や配置の適正化の検討のための基準」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

①「~~(仮称)~~市立小・中学校適正配置計画小中学校配置適正化実施計画」の策定

教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「~~(仮称)~~市立小・中学校適正配置計画小中学校配置適正化実施計画」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めていきます。

②「地域別小中学校適正規模・配置検討協議会」の設置

具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々と構成する地域別小中学校適正規模・配置検討協議会（以下、「地域別協議会」という。）を設置し、地域における合意形成を図りながら進めていきます。

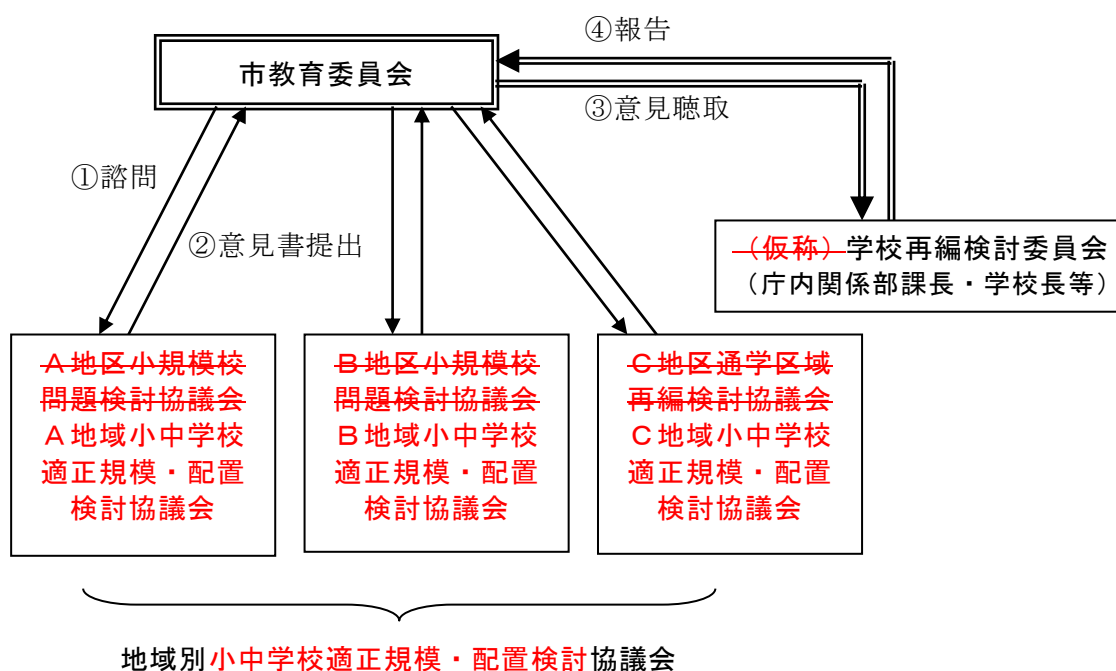
地域別協議会では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、地域別協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。

③庁内検討組織の設置

教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、庁内の関係部課長や学校長等で組織する「~~（仮称）~~学校再編検討委員会」に意見を求めます。~~（仮称）~~学校再編検討委員会では、意見書の内容 ~~についての~~を尊重しながら検討を行い、教育委員会に検討結果を報告 ~~します。~~するとともに、地域別協議会にも検討結果を通知します。

④教育委員会での決定

教育委員会では、~~（仮称）~~学校再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。



⑤学校の統合の実施に当たって

適正配置等に関する具体的な方策として学校の統合が教育委員会で決定された後は、より円滑に通学区域の見直しや学校の統合などが進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

そのために学校関係者、保護者、地域の方々と構成する「学校別統合推進連絡協議会」を設置します。

3 特に配慮すること

(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と協働して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。

(2) 市民への情報提供について

地域別協議会や教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。

(3) 基本方針等の見直しについて

本基本方針と、今後策定する~~—(仮称)—市立小・中学校適正配置計画小中学校配置適正化実施計画~~については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。

(4) 学校と地域の連携について

学校と地域の連携は非常に重要であり、避難所や地域行事など、学校が地域の拠点でもあることを配慮していきます。

《参考資料》（平成 28 年度 更新版）

1 市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み

時 期	内 容
昭和 56 年 4 月	小学生児童数がピークとなる。(46 校 : 45,078 人)
昭和 57 年 4 月	野比小学校を北下浦小学校から分離新設した。
昭和 61 年 4 月	中学生生徒数がピークとなる。(24 校 : 22,187 人)
昭和 62 年 4 月	岩戸中学校を久里浜中学校から分離新設した。
平成 8 年 4 月	野比東小学校を野比小学校から分離新設した。
平成 9 年 1 月	「小・中学校の統合方針」を作成した。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><小・中学校の統合方針></p> <p>①小学校においては児童数 200 人以下、中学校においては生徒数 300 人以下の学校</p> <p>②小規模校（11 学級以下）で、今後、開発等により児童生徒の急激な増加が見込めない学校</p> <p>③校地が狭あい等により、施設が不十分な学校</p> </div>
平成 11 年 4 月	青葉小学校と坂本小学校を廃止し、桜小学校を新設した。
平成 13 年 4 月	小学生児童数がピーク時の半数以下となる。(48 校 : 22,512 人)
平成 15 年 4 月	大塚台小学校を望洋小学校から分離新設した。 中学生生徒数がピーク時の半数以下となる。(25 校 : 10,833 人)
平成 16 年 10 月	陽光小学校と鶴久保小学校および、桜台中学校と坂本中学校の統合を決定した。
平成 17 年 4 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会を設置した。 (平成 17 年 6 月～平成 18 年 7 月 10 回開催)
平成 18 年 4 月	陽光小学校を廃止し、鶴久保小学校に統合した。
平成 18 年 7 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会から提言を受けた。
平成 19 年 1 月	横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針を策定した。
平成 19 年 4 月	桜台中学校を廃止し、坂本中学校に統合した。
平成 19 年 8 月	市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画（平成 19 年度～平成 22 年度）を策定した。
平成 20 年 10 月	明浜小学校の通学区域の一部を改正した。
平成 21 年 9 月	北下浦小学校の通学区域の一部を改正した。
平成 22 年 4 月	光洋小学校を廃止し、鴨居小学校に統合した。
平成 23 年 4 月	上の台中学校を廃止し、鴨居中学校に統合した。
平成 25 年 4 月	平作小学校を廃止し、池上小学校に統合した。

*この他、開発などに伴い、通学区域の変更を行っている。

2 児童・生徒・学級数一覧（平成28年5月1日現在）

【小学校（46校）】

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 追浜	19	1	20	1	23	1	33	1	21	1	25	1	141	6
2 夏島	70	2	70	2	67	2	77	2	72	2	60	2	416	12
3 浦郷	106	3	103	3	84	3	90	3	71	2	80	2	534	16
4 鷹取	37	2	46	2	49	2	52	2	64	2	41	2	289	12
5 船越	79	3	98	3	98	3	87	3	73	2	83	3	518	17
6 田浦	21	1	27	1	32	1	30	1	23	1	44	2	177	7
7 長浦	26	1	34	1	24	1	33	1	37	1	39	1	193	6
8 逸見	18	1	16	1	15	1	21	1	21	1	21	1	112	6
9 沢山	20	1	19	1	18	1	14	1	22	1	17	1	110	6
10 桜	33	1	49	2	42	2	51	2	63	2	70	2	308	11
11 汐入	12	1	20	1	22	1	13	1	21	1	21	1	109	6
12 諏訪	68	2	61	2	60	2	71	2	50	2	58	2	368	12
13 田戸	100	3	110	4	96	3	102	3	106	3	121	4	635	20
14 山崎	71	2	73	3	67	2	84	3	78	2	72	2	445	14
15 豊島	43	2	47	2	37	1	51	2	40	1	33	1	251	9
16 鶴久保	88	3	83	3	99	3	130	4	94	3	130	4	624	20
17 公郷	99	3	100	3	88	3	98	3	88	3	90	3	563	18
18 池上	102	3	123	4	134	4	116	4	118	4	141	4	734	23
19 城北	92	3	113	4	92	3	95	3	100	3	96	3	588	19
20 衣笠	74	2	70	2	72	2	84	3	69	2	65	2	434	13
21 大矢部	70	2	70	2	87	3	79	2	71	2	86	3	463	14
22 森崎	98	3	102	3	79	3	73	2	74	2	63	2	489	15
23 大津	72	3	69	2	67	2	74	2	80	2	75	2	437	13
24 根岸	80	3	90	3	96	3	86	3	70	2	82	3	504	17
25 走水	8	1	4	1	14	1	7	1	8	1	8	1	49	6
26 馬堀	49	2	49	2	50	2	49	2	42	1	42	2	281	11
27 望洋	57	2	50	2	74	3	85	3	96	3	100	3	462	16
28 大塚台	105	3	103	3	125	4	124	4	120	4	144	4	721	22
29 浦賀	75	3	70	2	68	2	67	2	67	2	73	2	420	13
30 小原台	68	2	68	2	81	3	70	2	84	3	81	3	452	15
31 鴨居	72	2	68	2	82	3	75	2	75	2	83	2	455	13
32 高坂	54	2	74	3	74	3	72	2	79	2	89	3	442	15
33 岩戸	45	2	48	2	48	2	64	2	66	2	67	2	338	12
34 久里浜	132	4	127	4	144	4	106	3	116	3	119	4	744	22
35 明浜	115	4	110	4	114	4	112	3	112	3	131	4	694	22
36 神明	75	3	93	3	104	3	70	2	85	3	94	3	521	17
37 粟田	61	2	47	2	43	2	59	2	59	2	64	2	333	12
38 野比	80	3	84	3	105	3	111	3	87	3	104	3	571	18
39 野比東	62	2	63	2	84	3	68	2	91	3	61	2	429	14
40 北下浦	40	2	46	2	58	2	49	2	49	2	56	2	298	12
41 津久井	58	2	61	2	60	2	65	2	65	2	74	2	383	12
42 長井	54	2	58	2	64	2	63	2	64	2	72	2	375	12
43 富士見	53	2	61	2	55	2	53	2	63	2	62	2	347	12
44 武山	82	3	95	3	85	3	94	3	93	3	91	3	540	18
45 荻野	32	1	26	1	42	2	46	2	46	2	41	2	233	10
46 大楠	56	2	87	3	52	2	61	2	67	2	56	2	379	13
合計	2,931	102	3,105	107	3,174	109	3,214	104	3,160	99	3,325	108	18,909	629

*児童数は、特別支援学級を含む

*学級数は、特別支援学級を含まない

【中学校（23校）】

学校名		1年		2年		3年		合計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	追 浜	160	4	167	4	148	4	475	12
2	鷹 取	67	2	48	2	52	2	167	6
3	田 浦	157	4	156	4	172	5	485	13
4	坂 本	122	3	129	4	137	4	388	11
5	不入斗	168	5	139	4	168	5	475	14
6	常 葉	167	5	164	5	160	4	491	14
7	公 郷	86	3	100	3	104	3	290	9
8	池 上	120	3	127	4	107	3	354	10
9	衣 笠	148	4	140	4	154	4	442	12
10	大矢部	149	4	125	4	140	4	414	12
11	大 津	277	7	292	8	333	9	902	24
12	馬 堀	84	3	84	3	104	3	272	9
13	浦 賀	310	8	311	8	280	7	901	23
14	鴨 居	146	4	179	5	155	4	480	13
15	岩 戸	65	2	79	3	85	3	229	8
16	久里浜	249	6	289	8	273	7	811	21
17	神 明	213	6	159	4	194	5	566	15
18	野 比	110	3	97	3	138	4	345	10
19	北下浦	67	2	73	2	76	2	216	6
20	長 沢	150	4	151	4	136	4	437	12
21	長 井	59	2	74	2	82	3	215	7
22	武 山	215	6	198	5	223	6	636	17
23	大 楠	82	3	77	2	71	2	230	7
合 計		3,371	93	3,358	95	3,492	97	10,221	285

*生徒数は、特別支援学級を含む

*学級数は、特別支援学級を含まない

3 児童・生徒・学級数推計一覧（平成27年8月推計）

【小学校】

*（ ）内は、特別支援学級の再掲

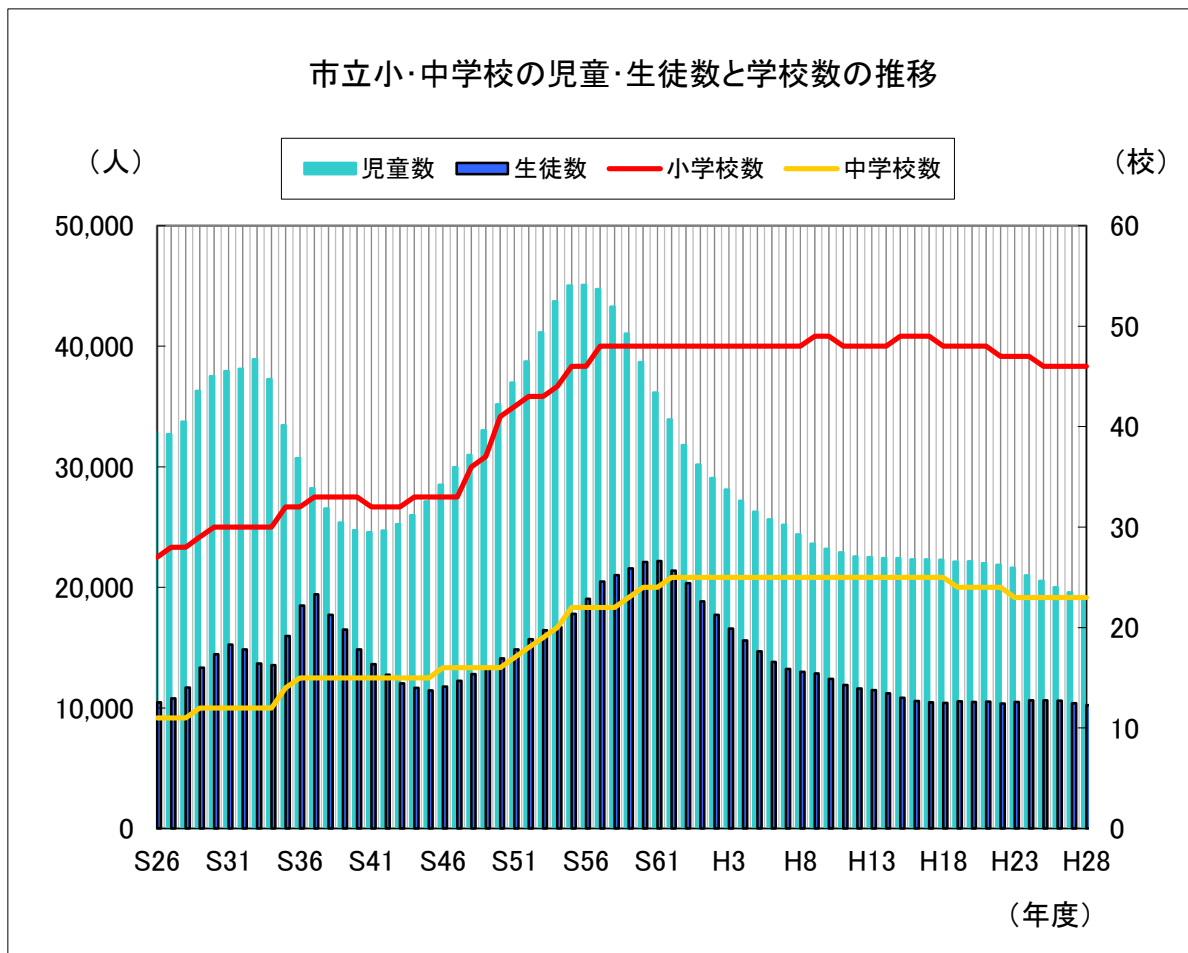
学校名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 追浜	141	8(2)	135	8(2)	129	8(2)	121	8(2)	121	8(2)	125	8(2)
2 夏島	400	14(2)	405	14(2)	394	14(2)	385	14(2)	373	14(2)	372	14(2)
3 浦郷	553	22(3)	640	23(3)	734	26(3)	809	27(3)	895	29(3)	953	31(3)
4 鷹取	290	13(2)	296	14(2)	281	14(2)	262	13(2)	249	12(2)	231	11(2)
5 船越	517	20(3)	513	20(3)	510	20(3)	507	19(3)	461	17(3)	411	16(3)
6 田浦	182	9(2)	167	8(2)	170	8(2)	164	8(2)	155	8(2)	152	8(2)
7 長浦	190	8(2)	175	8(2)	155	8(2)	149	8(2)	145	8(2)	132	8(2)
8 逸見	111	7(1)	110	7(1)	106	7(1)	95	7(1)	95	7(1)	102	7(1)
9 沢山	105	7(1)	107	7(1)	105	7(1)	113	7(1)	109	7(1)	106	7(1)
10 桜	305	14(3)	271	13(3)	251	13(3)	236	12(3)	230	11(3)	220	11(3)
11 汐入	112	8(2)	117	8(2)	115	8(2)	115	8(2)	120	8(2)	120	8(2)
12 諏訪	454	18(3)	447	17(3)	443	16(3)	434	16(3)	443	17(3)	436	16(3)
13 田戸	644	22(3)	626	22(3)	630	22(3)	614	22(3)	608	21(3)	600	21(3)
14 山崎	438	16(2)	434	15(2)	418	15(2)	384	14(2)	378	14(2)	382	15(2)
15 豊島	239	11(2)	251	12(2)	263	13(2)	261	13(2)	274	14(2)	267	14(2)
16 鶴久保	628	24(4)	587	23(4)	600	24(4)	550	23(4)	515	21(4)	511	20(4)
17 公郷	572	23(4)	617	24(4)	632	23(4)	649	24(4)	660	24(4)	666	24(4)
18 池上	725	24(3)	703	23(3)	695	24(3)	684	23(3)	641	21(3)	598	21(3)
19 城北	581	21(2)	570	20(2)	553	20(2)	530	20(2)	505	19(2)	457	17(2)
20 衣笠	444	18(3)	465	18(3)	477	19(3)	479	19(3)	473	18(3)	484	19(3)
21 大矢部	458	18(3)	458	18(3)	445	17(3)	450	18(3)	433	17(3)	443	18(3)
22 森崎	489	16(2)	533	18(2)	577	20(2)	604	20(2)	616	20(2)	609	20(2)
23 大津	429	14(2)	412	14(2)	401	14(2)	376	14(2)	351	14(2)	324	14(2)
24 根岸	500	20(3)	523	20(3)	532	21(3)	538	21(3)	538	21(3)	525	21(3)
25 走水	59	8(2)	68	8(2)	75	8(2)	80	8(2)	80	8(2)	85	8(2)
26 馬堀	276	12(2)	298	13(2)	315	14(2)	327	14(2)	325	14(2)	318	14(2)
27 望洋	458	18(3)	409	17(3)	357	16(3)	319	15(3)	289	15(3)	272	14(3)
28 大塚台	735	27(4)	683	26(4)	629	23(4)	586	22(4)	524	20(4)	472	19(4)
29 浦賀	416	16(3)	420	17(3)	419	16(3)	411	15(3)	413	15(3)	394	15(3)
30 小原台	463	16(2)	448	15(2)	437	15(2)	414	15(2)	390	14(2)	380	14(2)
31 鴨居	459	19(4)	448	18(4)	452	18(4)	439	18(4)	402	17(4)	385	17(4)
32 高坂	446	18(4)	424	16(4)	414	16(4)	386	16(4)	355	16(4)	329	16(4)
33 岩戸	342	14(2)	331	14(2)	309	14(2)	282	14(2)	284	14(2)	272	12(2)
34 久里浜	743	26(4)	752	25(4)	751	26(4)	774	26(4)	749	26(4)	744	27(4)
35 明浜	693	24(3)	699	23(3)	693	24(3)	715	25(3)	703	24(3)	694	24(3)
36 神明	505	19(3)	502	19(3)	489	18(3)	487	19(3)	461	19(3)	453	18(3)
37 粟田	330	14(2)	307	14(2)	296	14(2)	280	13(2)	276	13(2)	264	12(2)
38 野比	561	20(3)	544	20(3)	512	19(3)	478	19(3)	460	19(3)	461	18(3)
39 野比東	430	17(3)	450	18(3)	446	18(3)	440	17(3)	421	16(3)	414	16(3)
40 北下浦	303	15(3)	309	15(3)	312	15(3)	325	15(3)	328	15(3)	332	15(3)
41 津久井	383	14(2)	365	14(2)	364	14(2)	361	14(2)	363	14(2)	366	14(2)
42 長井	382	14(2)	366	14(2)	354	14(2)	340	14(2)	342	14(2)	325	14(2)
43 富士見	356	14(2)	336	14(2)	318	14(2)	304	14(2)	293	14(2)	275	14(2)
44 武山	543	20(2)	522	20(2)	510	20(2)	472	18(2)	454	17(2)	424	16(2)
45 荻野	244	13(2)	245	13(2)	240	13(2)	242	13(2)	241	13(2)	249	13(2)
46 大楠	386	17(4)	408	18(4)	429	19(4)	436	19(4)	444	19(4)	416	18(4)
合計	19,020	750 (120)	18,896	745 (120)	18,737	749 (120)	18,407	742 (120)	17,985	726 (120)	17,550	717 (120)

【中学校（23校）】

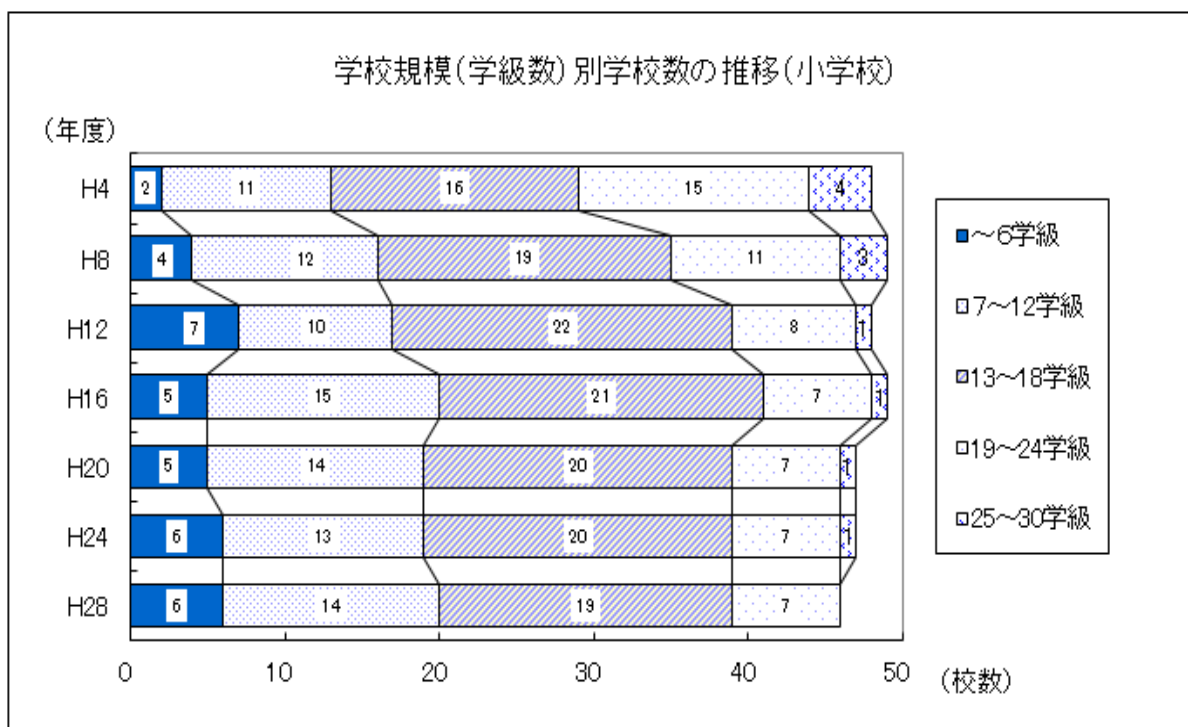
*（ ）内は、特別支援学級の再掲

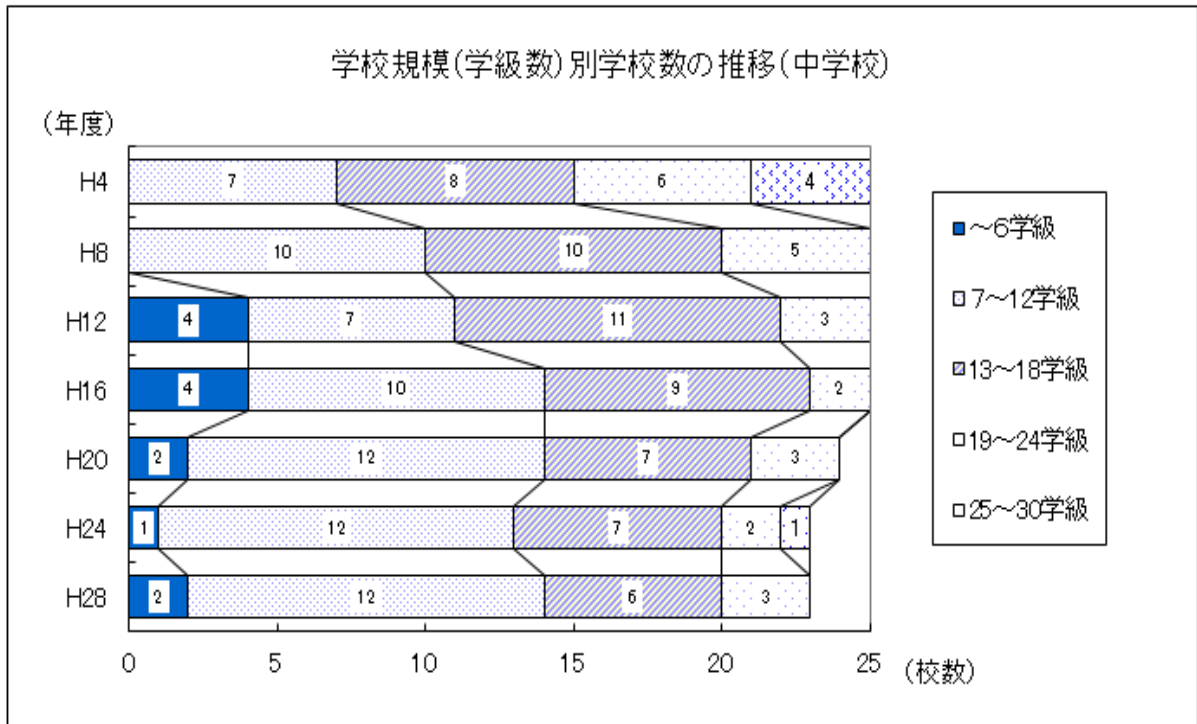
学校名		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	追浜	477	17(3)	500	18(3)	494	17(3)	521	17(3)	527	17(3)	565	18(3)
2	鷹取	151	7(1)	132	6(1)	137	6(1)	130	6(1)	137	6(1)	122	5(1)
3	田浦	484	16(3)	480	16(3)	457	16(3)	463	16(3)	447	15(3)	475	16(3)
4	坂本	370	16(5)	341	15(5)	326	14(5)	307	14(5)	284	14(5)	264	14(5)
5	不入斗	470	16(2)	449	15(2)	435	15(2)	433	15(2)	416	15(2)	410	14(2)
6	常葉	525	17(2)	536	17(2)	525	17(2)	523	17(2)	509	17(2)	517	17(2)
7	公郷	299	12(3)	292	12(3)	290	12(3)	293	12(3)	286	12(3)	293	12(3)
8	池上	364	13(2)	380	14(2)	357	13(2)	333	12(2)	322	11(2)	317	11(2)
9	衣笠	455	14(2)	453	14(2)	450	14(2)	447	14(2)	439	14(2)	468	15(2)
10	大矢部	415	14(2)	393	13(2)	409	13(2)	405	13(2)	442	14(2)	455	14(2)
11	大津	894	26(2)	821	24(2)	783	23(2)	794	24(2)	802	24(2)	820	24(2)
12	馬堀	289	11(2)	285	11(2)	294	11(2)	282	11(2)	290	11(2)	298	11(2)
13	浦賀	903	28(4)	865	27(4)	792	25(4)	706	23(4)	663	22(4)	602	21(4)
14	嶋居	468	16(3)	456	16(3)	419	15(3)	402	14(3)	401	14(3)	376	13(3)
15	岩戸	237	9(2)	226	8(2)	224	8(2)	215	8(2)	197	8(2)	173	8(2)
16	久里浜	828	25(3)	880	26(3)	812	24(3)	799	24(3)	773	24(3)	821	25(3)
17	神明	552	16(2)	520	16(2)	537	17(2)	496	16(2)	525	16(2)	511	16(2)
18	野比	348	12(2)	320	11(2)	340	11(2)	339	11(2)	336	11(2)	307	11(2)
19	北下浦	224	8(2)	222	8(2)	220	8(2)	215	8(2)	205	8(2)	203	8(2)
20	長沢	422	15(3)	431	15(3)	397	14(3)	401	14(3)	413	14(3)	413	14(3)
21	長井	214	9(2)	197	8(2)	182	8(2)	182	8(2)	171	8(2)	164	8(2)
22	武山	652	19(2)	606	18(2)	595	18(2)	558	17(2)	537	17(2)	521	17(2)
23	大楠	231	8(2)	228	8(2)	230	9(2)	218	9(2)	218	9(2)	220	9(2)
合計		10,272	344(56)	10,013	336(56)	9,705	328(56)	9,462	323(56)	9,340	321(56)	9,315	321(56)

4 児童・生徒数と学校数の推移



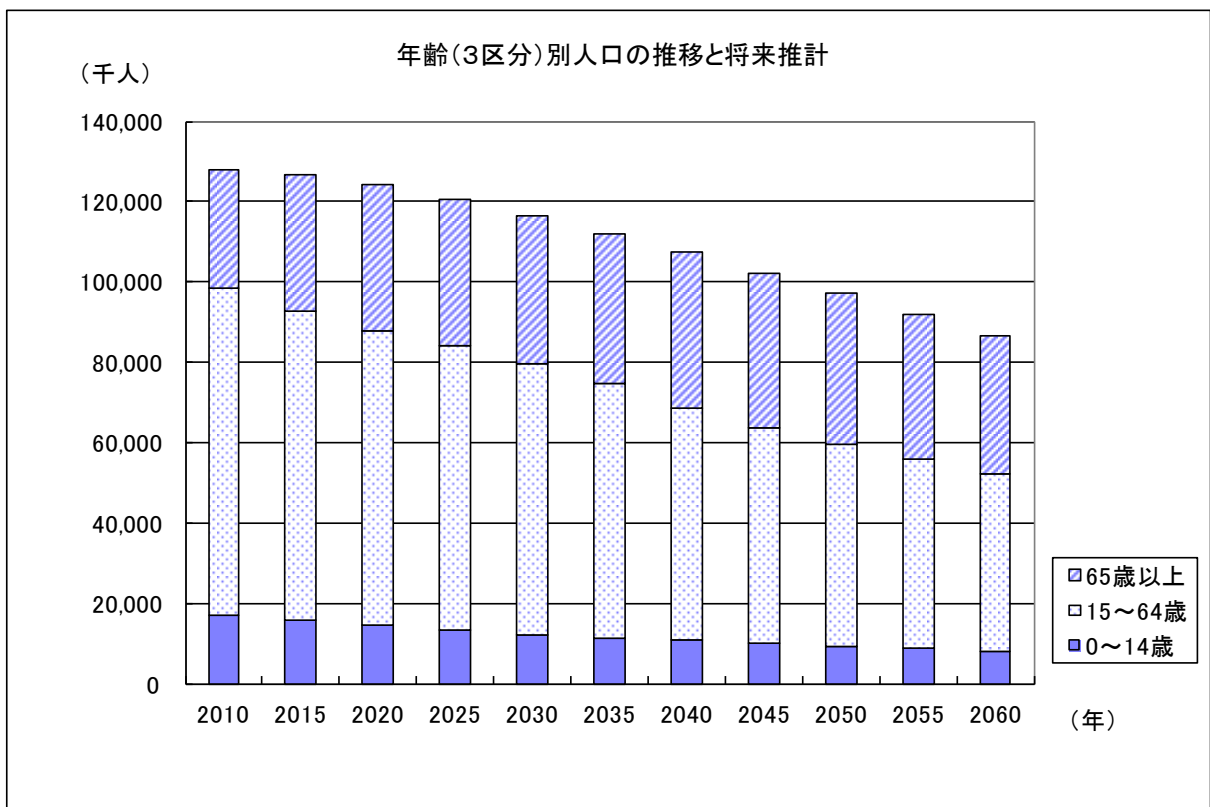
5 学校規模（学級数）別学校数の推移





* 学校規模の比較のため、学級数は普通学級数を記載している。

6 年齢(3区分)別人口の推移と将来推計(全国)



* 出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集(2015年版)

7 法令による学級編制の基準

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条

2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

8 法令による学校規模の考え方

■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条（中略）から第68条までの規定は、中学校に準用する。

■義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

①学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場
合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

9 学校規模による課題や影響

*平成27年1月27日 文部科学省

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」から

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化について（抜粋）

【基本的視点－(1)学級数に関する視点】

(学級数が少ないことによる学校運営上の課題)

○ まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の(2) (※後段P20に記載)で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

○ 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多

様な指導形態をとることができる

- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
 - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
 - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
 - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
 - ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
 - ③ 協働的な学びの実現が困難となる
 - ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
 - ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
 - ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
 - ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある

- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

【大規模校及び過大規模校について】

- 一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。
 - ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
 - ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
 - ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
 - ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
 - ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
 - ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
 - ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実

(2) 小規模校のメリット最大化策（抜粋）

【少人数を生かした指導の充実】

- 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。
 - ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
 - ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
 - ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
 - ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
 - ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
 - ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
 - ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
 - ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
 - ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

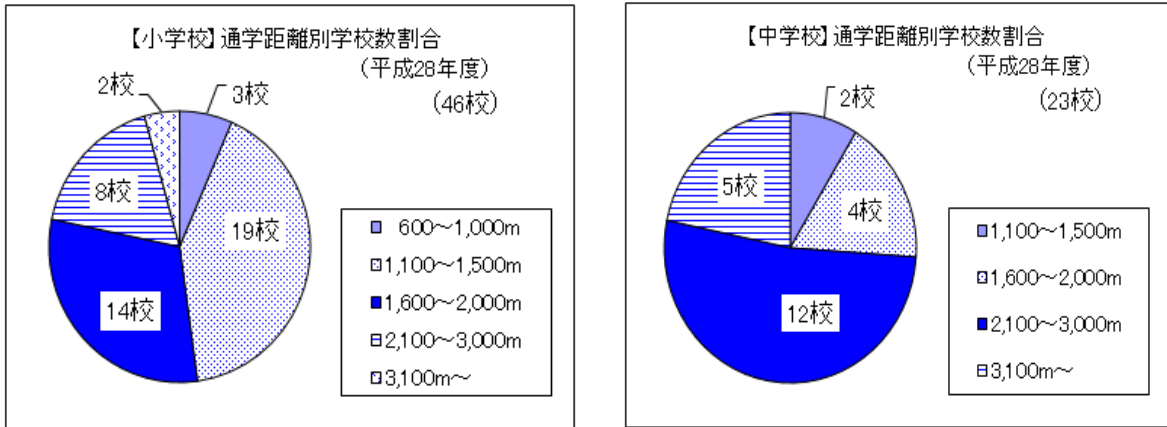
10 法令による通学距離の考え方

■義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第4条

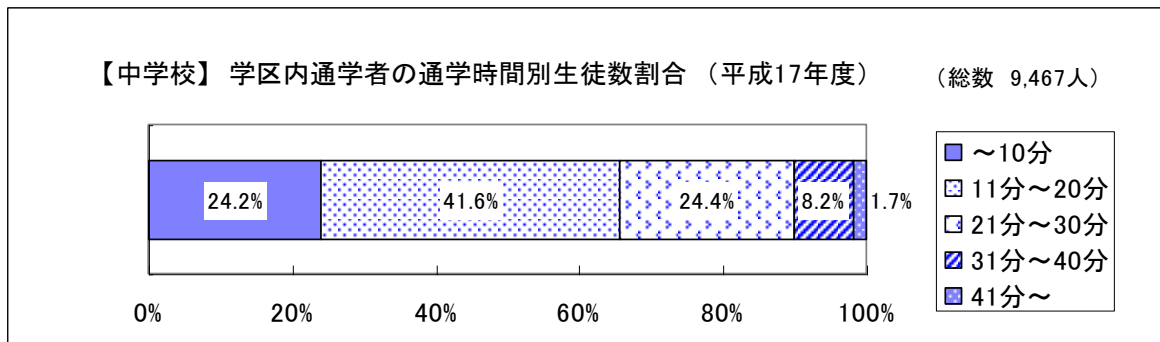
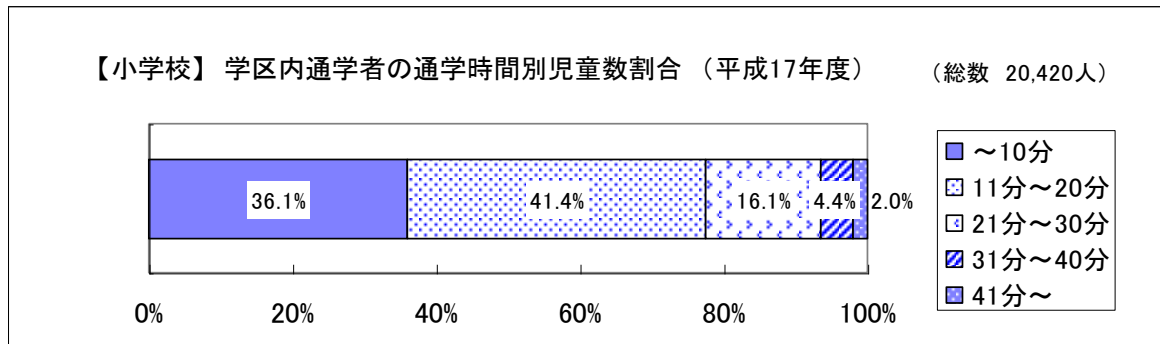
②通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

11 通学距離別学校数割合



*各小・中学校区のうち、学校から最も遠距離だと思われる地点から学校への道のりを地理情報システム（GIS）により計測したもの

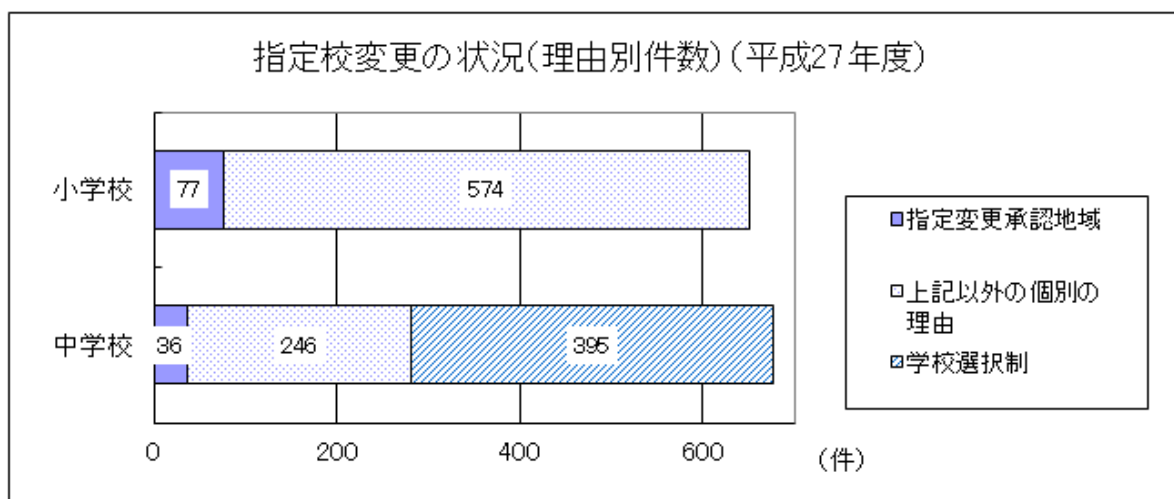
12 学区内通学者の通学時間別児童・生徒数割合（平成17年度調査）



13 未利用地等の土地利用に関する取扱方針（平成18年5月17日方針決裁）

- (1) 今後10年程度に新たに整備（新規、統合・移転など）する必要のある施設、および今後20年程度に更新（建替え、増築など）する必要のある施設について、あらかじめ登録を行い、現在所有している未利用地の利用や新たな土地取得等を検討する際、登録事業との整合を最重要基準とする。
- (2) 統廃合や移転等によって生じる跡地についてもあらかじめ登録を行い、上記(1)の登録事業に該当しない土地については原則として売却することとし、公有施設整備基金または土地開発基金に積み立てるものとする。
- (3) 上記方針(2)については、現時点でさかのぼれる範囲において、既存の跡地についても適用する。

14 指定校変更の状況



【問い合わせ先】

横須賀市教育委員会事務局教育総務部総務課

(教育政策担当)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046-822-9751 ファクス 046-822-6849

E-メール sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

【これまでの検討経過及び今後のスケジュール】

	日程	会議等	概要
平成27年度	7月30日	第1回小中学校検討部会	市施設配置適正化計画との関係、これまでの適正化の経緯、今後の進め方等の基本事項の情報共有
	8月27日	第1回小中学校検討部会作業チーム	基本方針改定のための検討ポイントの洗い出し
	10月9日	第2回小中学校検討部会	基本方針改定について意見交換
	11月24日	第1回横須賀市立小中学校適正配置審議会	教育委員会からの諮問を受け、基本方針の改定について審議
	1月19日	第2回横須賀市立小中学校適正配置審議会	基本方針の改定について、引き続き審議
平成28年度	5月17日	第3回横須賀市立小中学校適正配置審議会	基本方針の改定についての答申について審議
	7月8日	第3回小中学校検討部会	基本方針改定版（素案）たたき台について、協議を行い（素案）を作成
	7月29日	教育委員会7月定例会	基本方針改定版（素案）及びパブリック・コメント実施を報告
	9月	市議会第3回定例会	基本方針改定版（素案）及びパブリック・コメント実施を一般報告
	10月	パブリック・コメント実施	基本方針改定版（素案）について
	11月	パブリック・コメント意見提出期限	
		第4回小中学校検討部会	パブリック・コメント回答作成、基本方針改定版（素案）にパブリック・コメントの意見を反映し、基本方針改定版（案）を作成
	1月	教育委員会1月定例会	基本方針改定版（案）を審議し、基本方針改定版を決定（パブリック・コメント回答案を含む）
	2月	パブリック・コメント回答公表	
3月	市議会第1回定例会	基本方針改定版及びパブリック・コメント結果について一般報告	
平成29年度	4～5月	第5回小中学校検討部会	実施計画について意見交換
	6月	第4回横須賀市立小中学校適正配置審議会	教育委員会から諮問を受け、実施計画の策定について審議
	9月	第5回横須賀市立小中学校適正配置審議会	実施計画の策定について審議し、答申を教育委員会へ提出
	11月	第6回小中学校検討部会	答申を受けて、実施計画（案）を作成
	1月	教育委員会1月定例会	実施計画（案）を審議し、実施計画を決定
	3月	市議会第1回定例会	実施計画について一般報告